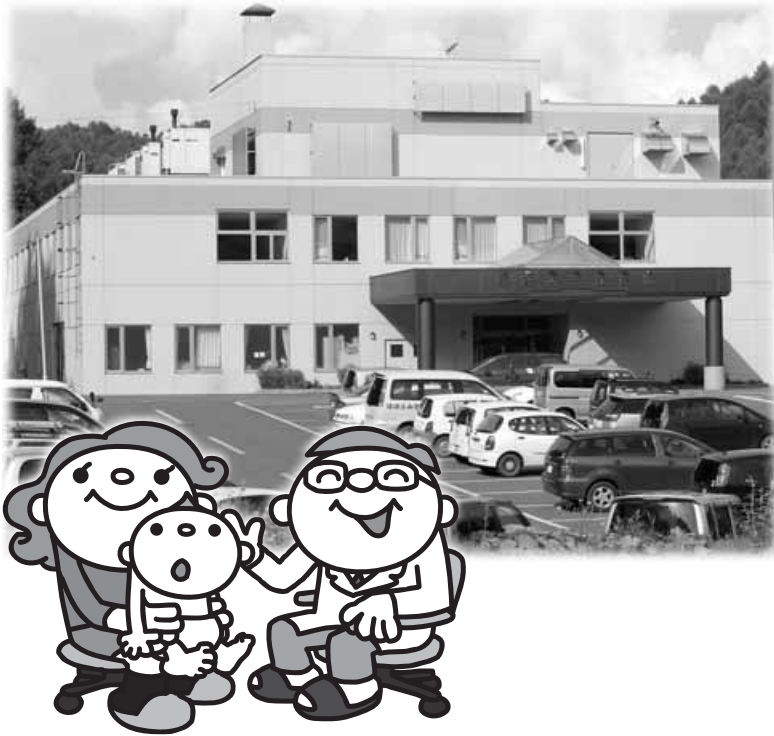


ご存じですか？

# 福祉医療費助成制度

市では、北海道と協力して各種助成制度（身障、ひとり親、乳幼児）を実施しています。いずれかの医療保険に加入されている方で次の制度に該当する場合は、申請により医療費が助成されます。

くわしい内容や手続きなどは、市民生活グループ（☎423217）へ問い合わせください。



## 重度心身障がい者医療費

■助成の対象 次のいずれかに該当する方にかかった医療費

① 身体障害者手帳の等級が1、2級の方と3級の一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）に該当する方

② 重度の知的障がい者

※いずれの場合も、世帯の収入状況により認定されない場合があります。

※本年10月1日から給付の対象者を拡大し、「重度の精神障がい者」についても利用できるよう制度が見直される予定です。

■助成の内容 表1のとおり

## ひとり親家庭等医療費

■対象者

① 20歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父と子

② 両親の死亡や行方不明などにより、他の家庭で扶養されている20歳未満の子

※18歳以上の子は一定の要件が必要。いずれの場合も、世帯の収入や子の状況により認定されない場合があります。

■助成の対象

① 母または父の入院にかかった医療費

② 子の入院・入院外にかかった医療費

■助成内容 表1のとおり

## 乳幼児医療費

■助成の対象 小学校就学前の乳幼児にかかった医療費

※世帯の収入状況により、認定されない場合があります。

※本年10月1日から給付の対象者を拡大し、通院は小学校就学前まで、入院は小学6年生まで利用できるよう制度が見直される予定です。

■助成内容 表1のとおり

表1 各医療費の助成内容

市民税課税世帯（3歳未満の乳幼児除く）		
医療費負担は1割です。		
ただし、1か月に負担する医療費が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。		
【1か月の自己負担限度額】		
外来（個人単位）	12,000円	
入院+外来（世帯単位）	44,400円	
市民税非課税世帯と3歳未満の乳幼児		
医療費は無料です。		
ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。		
【初診時一部負担金】		
医科	歯科	柔整
580円	510円	270円

# 札幌歌志内会総会開催

故高橋揆一郎氏が自ら会長となり昭和62年に設立した札幌歌志内会（原田益甫会長）の平成20年度総会が6月27日、札幌市内のホテルで約70人が出席してにぎやかに開催されました。



▲札幌市内のホテルで開かれた総会の様子

総会ではまず原田会長から「財政健全化計画の着実な実現に向け、行政と市民が理解を深めながらまちづくりに努力していることは頭が下がる思いです。あらゆる試練を乗り越え、がんばってください。私たち札幌歌志内会も微力ながら歌志内を愛

する心を持ち続けて行きます。」とあいさつがありました。

続いて泉谷市長が「いち早く取り組んできた行財政改革に加え、数年来の緊縮予算により市の赤字解消はようやく光明が見えてきましたが、地方を取り巻く情勢はまだまだ苦しく、予断の許されない状況となっております。本日は皆さまの歌志内を愛する気持ちをひしひしと感じ、たいへんうれしく思います。」とあいさつ。その中で、このたびの税制改正によって導入された「ふるさと納税」について、会員の皆さんに協力を求めました。また、札幌歌志内会から市へ積立金の50万円が寄附され、泉谷市長が「歌志内の再チャレンジに有効活用させていただきま



▲原田会長から積立金の寄附を受ける泉谷市長

す。」と謝辞を述べました。引き続き、今年道の駅で新しく作られたオリジナルワイン「きいちろうワイン」の乾杯で始まった親睦会は、カラオケなどをほさみながら終始にぎやかに行われ、出席者の皆さんはテーブルを歩き来しながら、お互いの近況やふるさとへの思いを話しながら、年に一度の楽しい時間を過ごしていました。

## 「災害時における応急対策に関する協定」を締結し建設協会

歌志内市と歌志内建設協会は、災害時において迅速に応急対策を進めることができるよう、「災害時における応急対策に関する協定」を締結しました。

この協定は、市内で地震や風水害などの大規模災害が発生した際に、市民の生活・安全確保に必要な応急対策について歌志内建設協会の協力を得るためのものです。

協定の調印式は6月25日、市役所3階市長室で行われ、泉谷市長と葛西崇志歌志内建設協会会長がそれぞれ押印した協定書を取り交わしました。式では泉谷市長が「災害時の



▲市と協定書を取り交わす葛西会長(写真右)

迅速な対応による被害拡大防止と、被災施設の早期復旧が期待でき、市民の安全・安心の面でもたいへん心強く思います。」とあいさつし、続いて葛西会長から「災害発生時の応急対策を協定どおりに進めることができるよう、協会として対応してまいります。」とあいさつがありました。協定により建設協会の協力を得ることで、被害の拡大防止など大きな効果が期待できます。

### 協定の内容

歌志内建設協会は、地震や風水害などにより災害が発生した場合、市からの要請により次の応急対策を行います。

- 建築物などの崩壊や、水害
- ・ かけ崩れなどの応急復旧及び障害物の除去等
- 応急対策実施に伴う資機材や物資の輸送等